

# 菊川市避難情報の判断・伝達マニュアル

(水害編・土砂災害編)

令和4年7月 修正

菊 川 市

## はじめに

本市では、これまでに昭和57年の台風18号をはじめ、平成10年、16年の集中豪雨による浸水被害など、降雨による大きな被害がたびたび発生してきました。

また、近年、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨など、全国各地で局地的豪雨が頻発し、被害が発生していることから、被災地では次のことが課題としてあげられているところです。

- ① 避難情報を適切なタイミングで、対象地域に発令すること
- ② 住民への迅速確実な伝達が難しいこと
- ③ 避難情報が伝わっても住民が避難しないこと（降雨等の状況や地理的要件によっては無暗に水平避難せず自宅の2階などに垂直避難した方が良い場合もある）
- ④ 大雨特別警報など気象庁の発表する情報への理解度が低いこと
- ⑤ 自分の居住場所及び生活圏における災害リスクに対する十分な理解が出来ていないこと

こうした背景から、本市では、国の「避難情報に関するガイドライン」等に基づき、県の災害関係部局や関係機関と連携し、避難情報の判断・伝達に関する検討を行い、避難に関する情報の提供について、本マニュアルを取りまとめました。

**本マニュアルに基づく避難情報の適切な伝達とあわせて、市民の皆さまが、情報の内容や行動を起こすことの重要性を十分に理解し、ご自身やご家族の生命を守るために迅速かつ確実な行動をとることで、風水害に対する被害の軽減を図り、安心安全な地域づくりを推進しようとするものです。**

なお、本マニュアルは、今後の河川に関する情報体制の整備進捗や、実際の避難行動等の検証などに基づき、適切な時期に見直すこととします。

# 水 害 編

## 目 次

1	水 害	
(1)	対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所	1
(2)	避難情報の対象となる避難すべき区域	2
ア	「避難すべき区域」の設定基準	2
イ	氾濫の特性や住民の避難行動等への配慮	2
ウ	避難情報の対象となる「避難すべき区域」	3
(3)	避難情報の発令の判断基準	6
(4)	避難情報の発令基準	7
ア	外水氾濫に係る基準	7
イ	内水氾濫に係る基準	8
ウ	水位・雨量情報の入手先	9
エ	留意事項	10
(5)	避難情報の伝達方法	11
ア	避難情報の伝達先・伝達方法	11
イ	要配慮者への伝達方法	12
(6)	避難情報の伝達文（例）	13
2	参考資料	14
(1)	連絡先一覧表	14
ア	関係機関連絡先	14
イ	報道機関連絡先	14
ウ	福祉避難所連絡先	14
(2)	関連用語	15

## 1. 水 害

水害とは、水によって起こされる災害のことで、その要因となる現象として外水氾濫と内水氾濫がある。具体的には、堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高速で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

また、河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降水量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

### (1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

河川の状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所を次のとおりとする。

#### ア 外水氾濫

(ア) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川名及びその区域

① 菊川

■ 警戒すべき区間：菊川市河城地区東富田から菊川市嶺田地区堂山まで

② 牛淵川

■ 警戒すべき区間：菊川市六郷地区牛淵下から菊川市小笠南地区河東西まで

③ 西方川

■ 警戒すべき区間：菊川市西方地区堀田下から菊川市加茂地区長池まで

#### イ 内水氾濫

① 西方川

■ 警戒すべき箇所：西方地区

② 小出川

■ 警戒すべき箇所：六郷地区、加茂地区、横地地区

③ 上小笠川

■ 警戒すべき箇所：内田地区

④ 稲荷部川

■ 警戒すべき箇所：内田地区

⑤ 沢水加川

■ 警戒すべき箇所：河城地区

⑥ 丹野川

■ 警戒すべき箇所：小笠東地区

⑦ 黒沢川

■ 警戒すべき箇所：平川地区

⑧ 内谷川

■ 警戒すべき箇所：小笠東地区

⑨ 古谷川

- 警戒すべき箇所：小笠東地区
- ⑩ 江川
  - 警戒すべき箇所：小笠東地区、小笠南地区
- ⑪ 高橋川
  - 警戒すべき箇所：小笠南地区

## (2) 避難情報の対象となる避難すべき区域

ア 避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、氾濫特性や住民の避難行動等に配慮して、次の基準により設定する。

### 「避難すべき区域」の設定基準

<p>(ア) 外水氾濫に係る区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 菊川市防災ハザードマップ（令和3年3月作成）において、住宅地での浸水深が50cmを超える区域</li> <li>② 過去の浸水実績（昭和57年台風18号、平成10年豪雨、平成16年豪雨）で宅地浸水が発生した区域</li> <li>③ 上記2項目等を基本に総合的に判断し、設定する。</li> </ul>
<p>(イ) 内水氾濫に係る区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 過去の浸水実績（昭和57年台風18号、平成10年豪雨、平成16年豪雨）で宅地浸水が発生した区域</li> <li>② 下流に水門や排水機場があり、操作状況によって浸水の拡大が想定される区域</li> <li>③ 上記2項目を基本に総合的に判断し、設定する。</li> </ul>

イ 氾濫特性や住民の避難行動等への配慮

#### 外水氾濫

- ① 破堤時の氾濫水は、家屋を破壊するほどの高エネルギーで一気に押し寄せるため、堤防近傍の住民は破堤前の避難完了が必要である。
- ② 破堤時は、浸水深、浸水区域も一気に増加するため、低地で氾濫流が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要である。
- ③ 内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では、避難が困難となる場合、又、急流河川は、浸水が深くなくても氾濫水の流速が早く、避難することが危険な場合があることから、既に浸水が始まっている場合には、次の項目に留意する。
  - ・浸水深が50cmを上回る場所での避難行動は危険
  - ・流速が速い場合、浸水深が20cm程度でも歩行困難
  - ・用水路等への転落の恐れがある場所は、道路冠水が10cm程度でも危険
  - ・アンダーパス（ガード下）や地下歩道等の水没に注意
  - ・歩行等が危険な状態になった場合、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難することが効果的

## 内水氾濫

- ② 外水氾濫よりも浸水深さは浅いが、地下施設では生命に係る災害となる。
- ② 小河川の氾濫は、本川の水位上昇によって徐々に進行するが、水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位が一気に上昇する。

ウ 避難情報の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりである。

### 外水氾濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	対象避難所
菊川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 河城地区 2 町部地区 3 加茂地区 4 六郷地区  5 横地地区 6 平川地区 (上平川、池村、志茂組を除く) 7 嶺田地区・平川地区 (上平川、池村、志茂組)	河城地区センター 町部地区センター 加茂地区センター※1 六郷地区センター 青葉台コミュニティセンター 横地小学校 ひらかわ会館※1 小笠北小学校
牛淵川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 六郷地区 2 横地地区 3 平川地区 (上平川、池村、志茂組を除く) 4 嶺田地区・平川地区 (上平川、池村、志茂組) 5 小笠東地区 6 小笠南地区	六郷地区センター 横地小学校 ひらかわ会館※1 小笠北小学校  小笠東小学校 みなみやま会館
西方川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 西方地区 2 加茂地区	西方地区センター 加茂地区センター※1

## 内水氾濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	対象避難所
西方川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 西方地区	西方地区センター
小出川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 六郷地区 2 加茂地区 3 横地地区	六郷地区センター 加茂地区センター※1 横地小学校
上小笠川 稲荷部川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 内田地区	内田地区センター
沢水加川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 河城地区	河城地区センター
丹野川 黒沢川 内谷川 古谷川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 平川地区(上平川、池村、志茂組を除く) 2 小笠東地区	ひらかわ会館※1 小笠東小学校
江川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 小笠東地区 2 小笠南地区	小笠東小学校 みなみやま会館
高橋川	想定浸水深 50cm以上 (床上浸水)	1 小笠南地区	みなみやま会館

※1 対象避難所の施設は、1階建ての建物が最大の浸水状況によって1階床上に浸水が予想される避難所

## エ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断する。
- ② 「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。



- ③ 「外水氾濫に係る区域」と「内水氾濫に係る区域」に共通している区域については、内水氾濫が起こった後に、外水氾濫による浸水が重なって発生する可能性が高い。その際、内水氾濫に対する避難場所が外水氾濫時に孤立してしまうことも考えられる。
- ④ 特に内水氾濫に係る区域では、アンダーパス（ガード下）や地下歩道等が水没することに注意する。また、過去の浸水実績から他の河川や用・排水路など市内各所で内水氾濫が発生する可能性あり、その時の状況により被害地区が異なることも考えられる。
- ⑤ 過去の浸水実績や浸水想定区域については、令和3年3月に全戸配布した「菊川市防災ハザードマップ」を参照すること。
- ⑥ 自然現象のため不測の事態も想定され、計画的な避難場所等に避難するより、自体の切迫した状況等（屋外で移動することが危険な場合）に応じて自宅や隣接建物の二階などに避難すること（屋内安全の確保）が適切である場合がある。

### （３）避難情報の発令の判断基準

ア 対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下 のとおりである。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル 3	高齢者等避難	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル 4	避難指示	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	① 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始 ② 1階部分が浸水する避難所への避難については、移動段階で浸水による危険に遭遇する確率が高いため、突発的な破堤に対する一時的避難場所も考慮する必要がある（なるべく水の危険から離れる水平避難をする）

警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況 ※災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するもの。	既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる
--------	--------	--	---------------------------

イ 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

ウ 避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、大雨警報の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できることを総合的に判断して発令する。

#### (4) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（浸水）・洪水警報、解析雨量・降水短時間予報等）や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。

##### ア 外水氾濫に係る基準

河川名	高齢者等避難 警戒レベル3	避難指示 警戒レベル4
菊川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②氾濫注意情報が発表された場合 ③加茂観測所の水位が <u>3. 2 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②加茂観測所の水位が <u>3. 5 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
牛淵川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②氾濫注意情報が発表された場合 ③堂山観測所の水位が <u>4. 9 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ④横地観測所の水位が <u>2. 3 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②堂山観測所の水位が <u>5. 3 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ③横地観測所の水位が <u>2. 7 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
西方川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②氾濫注意情報が発表された場合 ③加茂観測所の水位が <u>3. 2 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②加茂観測所の水位が <u>3. 5 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
洪水予報 河川及び 推移周知 河川以外 の河川（水 位情報が ない）	洪水危険度分布（警戒）  ※赤色で表示	洪水危険度分布（非常に危険）  ※紫色で表示

※避難が必要な状況が夜間・早朝となることが想定される場合、台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

イ 内水氾濫に係る基準

河川名	高齢者等避難 警戒レベル 3	避難指示 警戒レベル 4
西方川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が 発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想さ れる場合 ③粟ヶ岳の雨量観測において、50mm/h 以上が2時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②粟ヶ岳の雨量観測において、50mm/h 以上が3時間以上続いた場合
小出川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が 発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想さ れる場合 ③菊川市役所の雨量観測において、 50mm/h以上が2時間以上続いた場 合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②菊川市役所の雨量観測において、 50mm/h以上が3時間以上続いた場 合
上小笠川 稲荷部川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が 発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想さ れる場合 ③掛川市入山瀬の雨量観測において、 50mm/h以上が2時間以上続いた場 合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②掛川市入山瀬の雨量観測において、 50mm/h以上が3時間以上続いた場 合
沢水加川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が 発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想さ れる場合 ③倉沢の雨量観測において、50mm/h 以上が2時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②倉沢の雨量観測において、50mm/h 以上が3時間以上続いた場合
丹野川 黒沢川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が	①丹野川の水の流れが止まり、逆流が

内谷川 古谷川	発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③丹野の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合	始まると予想された場合 ②一部道路の冠水が始まった場合 ①丹野の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合
江川 小笠高橋川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③丹野の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②丹野の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合

※避難が必要な状況が夜間・早朝となることが想定される場合、台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

#### ウ 水位・雨量情報の入手先

##### 水位情報

方法	住民入手	ウェブページアドレス等
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	<a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
国土交通省リアルタイム 川の防災情報	○	<a href="http://www.river.go.jp/85.html">http://www.river.go.jp/85.html</a>
国土交通省 浜松河川国道事務所からの情報	○	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html#2">http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html#2</a> ( <a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html</a> )
しずおか気象・防災情報メール	○	<a href="http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html">http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html</a>
袋井土木事務所からの情報 (洪水予報等)	—	(FAX受信)

## 雨量情報

方法	住民入手	ウェブページアドレス等
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	<a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
気象庁からの情報	○	<a href="http://www.jma.go.jp/index.html">http://www.jma.go.jp/index.html</a>
しずおか気象・防災情報メール	○	<a href="http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html">http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html</a>
気象庁防災情報提供システム	×	<a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html">https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html</a>
国土交通省 X R A I N	○	<a href="http://www.river.go.jp/xbandradar/">http://www.river.go.jp/xbandradar/</a>

## エ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 避難判断水位等の水位情報や気象注意報などの重要な情報については、発信者である浜松河川国道事務所、袋井土木事務所や静岡地方气象台等に、上流域の降雨や水系全体の水位変化の状況、他市町での被害状況、降雨状況の見通しなど、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- ② 西部地域局、警察など関係機関と被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、河川の上流部で、どのような状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、水防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- ③ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報を把握するほか、県の総合防災情報支援システム（FUJISAN）で近隣市町の被害情報等について把握するとともに、県の土木総合防災情報システム（サイポスレーダー）で雨量水位情報を把握すること。
- ④ 同一の災害で同一のタイミングで発令される避難情報であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意すること。
- ⑤ 避難情報発令の際には、袋井土木事務所及び菊川警察署等関係機関に通行規制情報を確認すること。

## (5) 避難情報の伝達方法

ア 避難情報の伝達先・伝達方法

下記のチェックリストにより、伝達先・伝達手段に漏れがないか確認する。

### 【住民等への伝達】

- 同報無線、防災ラジオ等
- 広報車・消防車両での広報
- 市ホームページ・フェイスブックへの掲載
- 報道機関への情報提供
- 防災メール（茶こちゃんメール）
- 緊急速報メール（エリアメール）
- 菊川市LINE公式アカウント

### 【要配慮者・福祉関係機関への伝達】

- 自主防災会（自治会）の会長・・・電話・同報無線
- 民生委員・児童委員・・・電話・同報無線
- 避難行動要支援者の事前登録者・・・茶こちゃんメール・同報無線
- 要配慮者の避難所となる施設・・・電話、茶こちゃんメール・同報無線

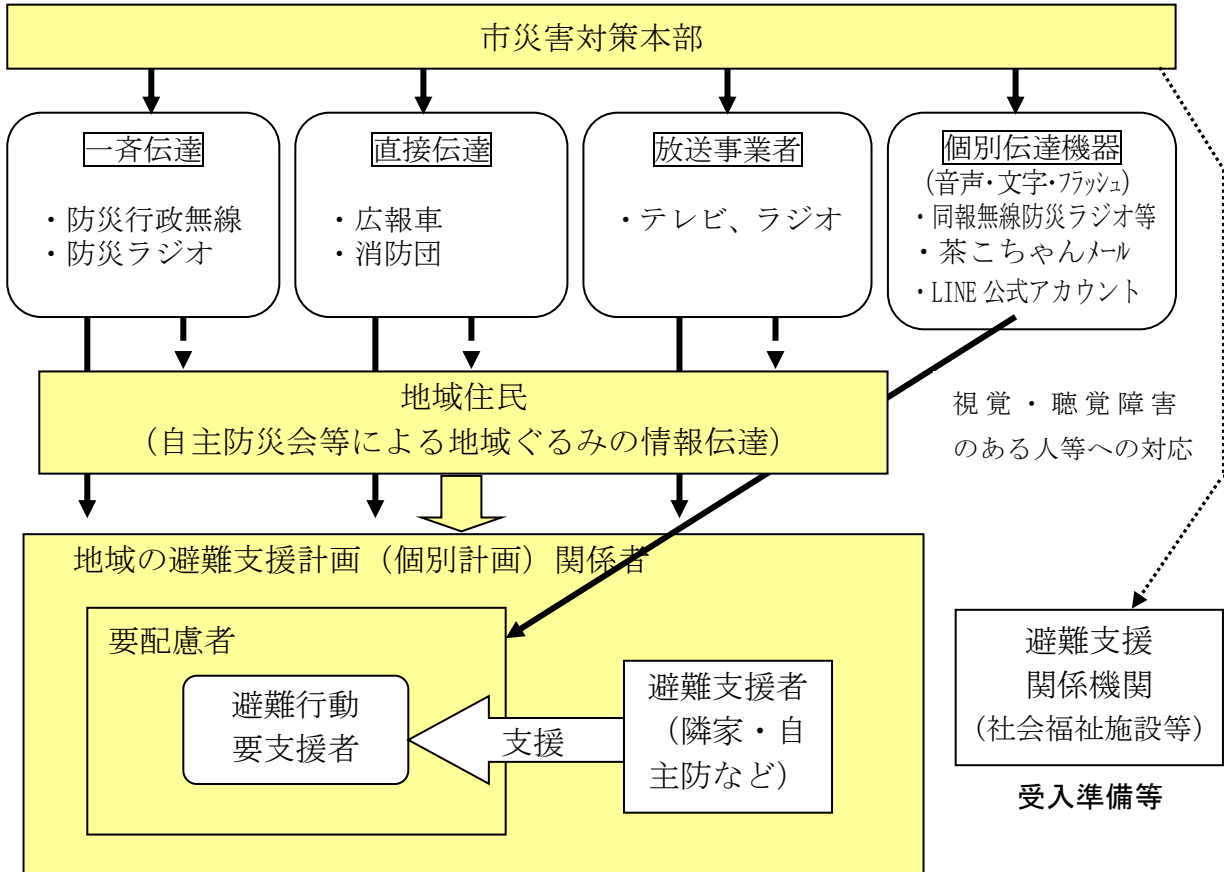
### 【防災関係機関への伝達】

- 静岡県西部危機管理局・・・電話・FAX・FUJISAN
- 菊川警察署・・・電話・同報無線
- 菊川市消防本部・・・電話
- 避難所等の公共施設・・・地域防災無線・同報無線
- 水門（樋門・樋管）操作員・・・電話

イ 要配慮者への伝達方法

浸水被害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などを行うことが困難な避難行動要支援者に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。

○要配慮者避難支援の情報伝達イメージ



なお、要配慮者が適切に避難できるよう「高齢者等避難」を出す時期は、要配慮者の避難に要する時間を60分と想定し設定する。

(ア) 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの避難方法等を記載した個別計画の策定を進める。

(イ) 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長、自主防災会長、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、避難行動要支援者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

(ウ) 情報手段の確保

避難行動要支援者ごとの情報伝達手段の確保のため、情報伝達体制の確認、検証を行うように地域における避難行動要支援者への情報伝達訓練の実施を推進する。



## (6) 避難情報の伝達文(例)

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

### 「高齢者等避難」の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部（広報きくがわ）です。

・現在、菊川市に大雨（土砂災害）警報、洪水警報、〇〇川に氾濫警戒情報が発表されています。

・〇〇川の水位が上昇し、今後、〇〇川があふれる恐れがあります。など

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、市の指定する避難所への避難を開始してください。

なお、避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所へ避難してください。

その他の方については、気象情報に注意し、避難の準備を開始してください。

これは、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル3にあたる情報です。

### 「避難指示」の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部です。

・現在、菊川市に土砂災害警戒情報、〇〇川に氾濫危険情報が発表されています。

・〇〇川の水位が上昇し、今後、浸水が始まる恐れがあります。

・〇〇川の水位が避難判断水位を超えました。など

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

直ちにお近くの、市の指定する避難所へ避難してください。

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

なお、〇〇付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難してください。

これは、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル4にあたる情報です。

### 「緊急安全確保」の伝達文

緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル5。命を守る最善の行動をとってください。緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル5。命を守る最善の行動をとってください。こちらは、菊川市災害対策本部です。〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

・現在、菊川市に大雨特別警報が発表されています。

・〇〇地区の〇〇川の堤防から水があふれだしました。現在〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

とにかく川や水から離れてください。

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

### 3. 参考資料

#### (1) 連絡先一覧表

##### ア 関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	FAX番号	無線電話番号 (5又は8-)
国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466-0116	053-466-0122	—
国土交通省平田出張所	73-2051	73-2969	—
静岡地方気象台	054-286-3411	054-286-6922	836-9106
静岡県水防本部（河川砂防局）	054-221-3259	054-221-3260	700-3259
静岡県西部地域局	0538-37-2209	0538-37-3678	707-6010
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3217	0538-42-3270	802-6020
静岡県袋井土木事務所掛川支所	22-6275	22-0934	814-9106
菊川警察署	36-0110		—

##### イ 報道機関連絡先

機 関 名	電話番号	FAX番号
静岡新聞御前崎支局	63-0069	85-3785
静岡新聞掛川支局	22-3344	24-6029
中日新聞菊川・御前崎通信部	73-5533	73-5578
中日新聞掛川支局	24-4358	24-5133
毎日新聞掛川通信部	24-7500	24-7500
読売新聞掛川通信部	22-2558	22-2574
朝日新聞掛川通信局	23-3131	23-3000
郷土新聞	24-0551	22-0155
静岡放送掛川支局	22-8677	22-8676
テレビ静岡掛川通信部	29-5129	29-5129
NHK掛川報道室	22-1933	22-1940、23-5632
静岡朝日テレビ報道部	054-251-3301	054-251-4120
静岡第一テレビ掛川支局	29-6100	29-6100

##### ウ 福祉避難所連絡先

名称（住所）	電話番号	FAX番号
(社) 和松会（松秀園）	63-1100	73-6355
(社) 和松会（清松園）	73-2662	73-3915
(社) 白翁会（喜久の園）	37-1231	37-1139
(社) 白翁会（光陽荘）	36-5051	35-5870
(社) 草笛の会（草笛作業所）	73-5239	73-2908
(社) 草笛の会（かすが）	73-5280	—
(社) 草笛の会（菊川寮）	73-6202	—
東遠学園	35-2753	35-2799

(福) Mネット東遠 (地活センター含む)	73-1033	—
(福) Mネット東遠 (きくがわ作業所)	28-9711	—

## (2) 関連用語

読み 用語	意味
<b>あ行</b>	
あんだーぱす アンダーパス	道路が鉄道路線や他の道路、河川等との交差において、立体的にその施設の下をくぐり通し、交差させ、スムーズな交通の流れにするための交差の仕方を言う。
いっすい えっすい 溢水・越水	川などの水があふれ出すこと。堤防がないところでは「溢水（いっすい）」、堤防のあるところでは「越水（えっすい）」を使う。
<b>か行</b>	
がいすいはんらん 外水氾濫	堤防を有さない河川では、水位の上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫流が高速で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象。
かんすい 冠水	田畑や作物などが水をかぶること。
きけんすい 危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位。
けいかいすい 警戒水位	出水時に災害が起こる恐れがある水位。水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。
けっかい 決壊	堤防が崩壊し、川の水が堤防から流れ出すこと。
こうずい 洪水	河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び破堤または堤防からの越水が起こり河川敷の外側に水があふれること。
こうずいよほう 洪水予報	大雨などにより災害が発生する恐れがある場合に出される。気象庁が発表する洪水予報と国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報がある。国土交通省は二つ以上の都府県に渡る河川、又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生じる恐れがあるとして指定している。
こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※警戒レベル3	避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかける情報のこと。
けいかい 警戒レベル	防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することで受け手側が情報の意味を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な行動を支援する。

<b>さ行</b>	
さいがいたいさくほんぶ 災害対策本部	都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。
さいぼすれーだー サイポスレーダー	静岡県土木総合防災情報のことで、降雨量、河川水位の観測データを配信するシステム。
じかんうりょう 時間雨量	正時と正時の間（例：9時から10時）の1時間の雨量。
じしゅぼうさいかい 自主防災会	「自分たちの生活地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。
しんすい 浸水	もの（住宅等）が水に浸ったり、水が入り込むこと。床下浸水、低地の浸水など。
しんすいそうていくいきず 浸水想定区域図	洪水予報指定河川において計画で想定している洪水が発生したときに、被害が想定される沿線地域を対象として、万が一破堤した場合の浸水想定区域及びその水深を示したもの。
すい 水位	川の水面の高さ。多くは川底からの高さで表現される。
<b>た行</b>	
どうほうむせん 同報無線	同時通報用無線施設のこと。
とくべつけいかいすい 特別警戒水位	警戒水位を超える水位で避難判断の参考のひとつとなる水位。
どしゃさいがい 土砂災害	大雨や地震が誘因となって、がけが崩れだし土砂や石の混じった水が谷や川から流出することで人命・財産の損害をもたらす現象を示す。土砂災害の発生原因となる自然現象には土石流・がけ崩れ、地すべりなどがある。
<b>な行</b>	
ないすいはんらん 内水氾濫	河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。
<b>は行</b>	
はいすいきじょう 排水機場	河川の水を強制的に排水するために設けられた排水ポンプを備えた施設のこと。
はてい 破堤	堤防が決壊すること。
はんらんちゅういすい 氾濫注意水位	氾濫の起こる恐れがあり、注意を要する水位のこと。
はんらんきけんすい 氾濫危険水位	氾濫により被害が発生する可能性が非常に高いと判断する水位のこと。

ひなんじよ 避難所	被災により自宅等で生活できない場合や、被害の恐れがある場合に住民を受け入れ、保護する施設のこと。
ひなんじょうほう 避難情報	避難に必要な情報のことで、ここでは「高齢者等避難」「避難指示」のことをいう。
ひなんばしよ 避難場所	住民が身の安全を確保するため、避難所等への避難に際して避難する場所のこと。
ひなんはんだんすい 避難判断水位	氾濫により被害が発生する可能性が明らかに高まり、避難行動を開始しなければいけないと判断する水位のこと。
ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び（日本語が話せない、読めない。）外国人等）のうち、避難をする際に支援者を必要とする者
ひなんしじ 避難指示 ※警戒レベル4	災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、人命を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は地域の居住者、滞在者に対し避難のための立退きを指示することができる。 被害の危険が切迫したときに発せられる情報のこと。
ひもん ひかん 樋門・樋管	川から取水したり川へ排水するために、堤防を横切って埋設して作られた水路のこと。
<b>や行</b>	
ようはいりよしや 要配慮者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する方のこと。 一般的に高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語を理解できない外国人等のこと。
<b>ら行</b>	
りゅうそく 流速	水などが流れる速さのこと。

〈参考 災害対策基本法（抜粋）〉

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4～8（略）

# 編 害 災 砂 土

## 目 次

1	土砂災害	
(1)	対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所	19
	ア  がけ崩れ　イ  土石流　ウ  地すべり	
(2)	避難情報の対象となる避難すべき区域	19
(3)	避難情報の発令の判断基準	19
	ア  避難情報発令の時期への配慮	20
	イ  避難情報の解除	20
(4)	避難情報の発令基準	20
	ア  避難情報の発令基準	20
	イ  雨量・土砂災害に係る情報の入手方法	21
	ウ  留意事項	22
	エ  参考	22
(5)	避難情報の伝達方法	23
	災害時要援護者への伝達方法	23
(6)	避難情報の伝達文（例）	23
2	参考資料	24
(1)	連絡先一覧表	24
	ア  関係機関連絡先	24
	イ  報道機関連絡先	25
	ウ  福祉避難所連絡先	25
	エ  土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設一覧	25
(2)	関連用語	26



## 1. 土砂災害

土砂災害には、土石流、がけ崩れ、地すべりがある。

土石流とは、山腹や谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象であり、がけ崩れとは、降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象である。

また、地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面方向に移動する現象をいう。

### (1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

斜面などの地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする土砂災害及び警戒すべき箇所を次のとおりとする。

#### ア がけ崩れ

傾斜度が30度以上で高さが5 m以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される急傾斜地崩壊危険箇所(610箇所、該当地区にはハザードマップ配布済み)を警戒すべき箇所とする。

#### イ 土石流

土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が概ね2度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土石流危険箇所(83箇所)を警戒すべき箇所とする。

#### ウ 地すべり

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域(本市では、地すべり防止区域4箇所)のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域とする。

### (2) 避難情報の対象となる避難すべき区域

ア 急傾斜地崩壊危険箇所(急傾斜地崩壊危険区域を含む)及び土石流危険箇所の保全対象を含む箇所を避難すべき区域とする。

### (3) 避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4	避難指示	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況 ※災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するもの。	既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる

ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

イ 避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、大雨警報（土砂災害）の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できることを総合的に判断し発令する。

**（４） 避難情報の発令基準**

ア 避難情報の発令基準については、以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（土砂災害）警報、解析雨量・降水短時間予報等）や現地状況等を含めて総合的に判断する。

種別	高齢者等避難 警戒レベル3	避難指示 警戒レベル4
がけ崩れ 土石流 地すべり	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予測されている場合	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合

- (ア) 台風情報等、土砂災害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。
- (イ) 地域住民が自ら前兆現象を発見した場合は、その周辺の住民等は、各人が判断して指定避難所等への立ち退き避難を行う必要があるが、その連絡を受けた市が、その現場を確認した上で、情報を発令するのかわからないのか判断することを基本とし、住民に対しては、直ちに自主的避難することを促すこととする。
- (ウ) 土砂災害においては、がけ崩れ、土石流等が発生してからの避難及び救護は困難であるため、兆候を確認したときは、直ちに高齢者等避難を発表し、状況に応じて早期に避難指示を行う。
- (エ) 大雨特別警報（土砂災害）発表時には、避難情報の対象地区の範囲が十分であるか再度確認する。

#### イ 雨量・土砂災害に係る情報の入手方法

##### 雨量情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー （静岡県土木総合防災情報）	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
気象庁からの情報	○	ホームページアドレス <a href="http://www.jma.go.jp/index.html">http://www.jma.go.jp/index.html</a>

## 水位情報

方法	住民入手	アクセス方法
土砂災害警戒情報	—	①県危機管理局（防災行政無線FAX） ②県砂防課（メール、電話）
気象庁防災情報提供システム （5kmメッシュで表示）※	○	ホームページアドレス <a href="http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/">http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/</a>
静岡県土砂災害警戒情報補足 情報配信システム （1kmメッシュで表示）※	○	ホームページアドレス <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html</a>

※ システムの利用にあたっては、インターネット上のブラウザはファイヤーフォックスで確認すること。

### ウ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 土砂災害警戒情報や気象注意報などの重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡地方気象台に降雨状況の見通しや他市町での被害状況など、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- (イ) 西部地域局、警察などの関係機関と被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、危険箇所がどのような状況になっているか、災害や前兆現象が発生していないか等、県の総合防災情報システム（アシストⅡ）を活用するとともに、消防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (ウ) 事前現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

### エ 参考

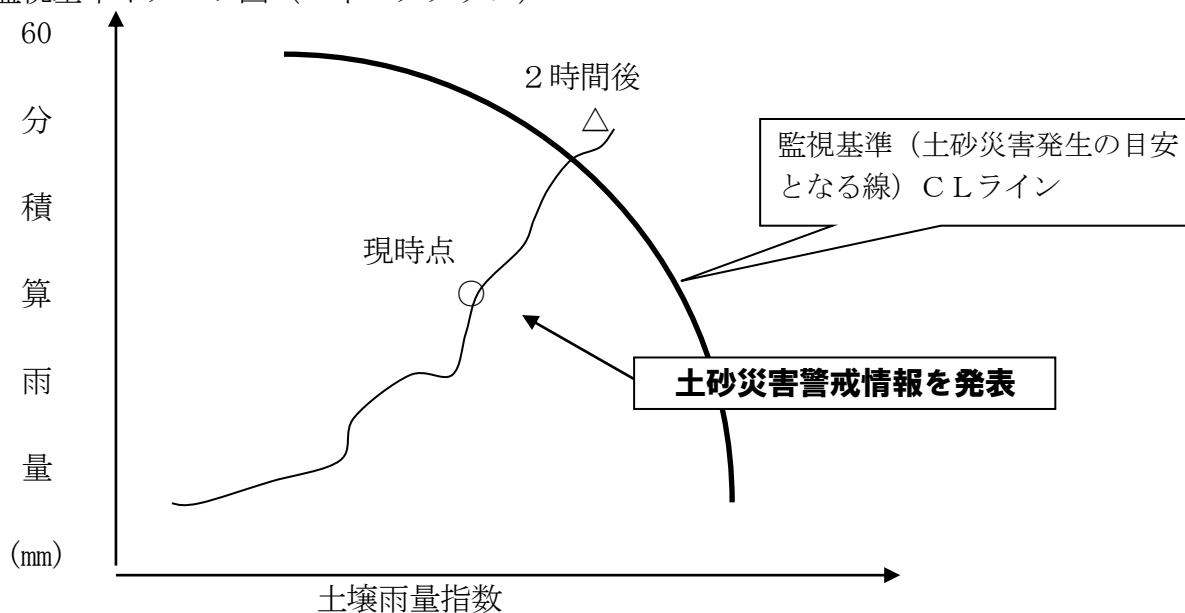
避難情報の発令基準として活用する「土砂災害警戒情報」は、県砂防課と静岡地方気象台が共同で発表するもので、内容については次のとおりとする。

- (ア) 土砂災害警戒情報は、解析雨量（60分間積算雨量）※1と土壌雨量指数※2の2つの指標を組み合わせて設定された監視基準（CLライン）を基に発表される。

なお、監視基準は、地域の地質や過去の災害状況を踏まえ5km四方（メッシュ）ごとに設定されている。

- ※1：解析雨量とは、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、1km四方（メッシュ）の細かさで解析した雨量分布で、雨量計の観測網にかからない局所的な強雨が把握できる。
- ※2：土壌雨量指数とは、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、指数が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなる。

監視基準イメージ図（スネークグラフ）



**(5) 避難情報の伝達方法**

水害編と同じ

要配慮者への伝達方法  
水害編と同じ

**(6) 避難情報の伝達文（例）**

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

**高齢者等避難の伝達文**

こちらは菊川市災害対策本部（広報きくがわ）です。

- ・現在、菊川市に大雨（土砂災害）警報が発表されています。
- ・これまでの雨や今後の予想から、土砂災害の発生が予想されます。
- ・近隣のがけから、わき水が増えており、がけ崩れの恐れがあります。 など

このため、○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、市の指定する避難所への避難を開始してください。

なお、避難所までの避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

その他の方については、気象情報に注意し、避難の準備を開始してください。

これは、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル3にあたる情報です。

### 避難指示の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部です。

- ・現在、菊川市に土砂災害警戒情報が発表されています。
- ・土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。
- ・〇〇裏で擁壁に亀裂の発生が確認されました。 など

このため、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

直ちにお近くの、市の指定する避難所へ避難してください。

なお、〇〇付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難してください。

これは、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル4にあたる情報です。

### 「緊急安全確保」の伝達文

緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル5。命を守る最善の行動をとってください。緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル5。命を守る最善の行動をとってください。

こちらは、菊川市災害対策本部です。

〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

- ・〇〇地区にがけ崩れが発生しました。
  - ・現在〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
- とにかく山やがけから離れてください。

また避難が危険な場合は、屋内で土砂から離れる部屋、屋内の高いところ、2階以上に避難してください。

## 2. 参考資料

### (1) 連絡先一覧表

#### ア 関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	FAX番号	無線電話番号 (5又は8-)
国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466-0116	053-466-0122	—
国土交通省平田出張所	73-2051	73-2969	—
静岡地方気象台	054-286-3411	054-286-6922	836-9106
静岡県水防本部（河川砂防局）	054-221-3259	054-221-3260	700-3259
静岡県河川砂防局砂防課	054-221-3042	054-221-3564	700-3042
静岡県西部地域局	0538-37-2209	0538-37-3678	707-6010
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3217	0538-42-3270	802-6020

静岡県袋井土木事務所掛川支所	22-6275	22-0934	814-9106
菊川警察署	36-0110		—

イ 報道機関連絡先

機 関 名	電話番号	FAX番号
静岡新聞御前崎支局	63-0069	85-3785
中日新聞御前崎通信部	85-3100	85-3049
郷土新聞	24-0551	22-0155
静岡放送掛川支局	22-8677	22-8676
テレビ静岡掛川支局	21-4161	21-4161
静岡新聞掛川支局	22-3344	24-6029
毎日新聞掛川通信部	24-7500	24-7500
読売新聞掛川通信部	22-2558	22-2574
朝日新聞掛川通信局	23-3131	23-3000
NHK掛川通信部	22-4629	23-5632
静岡朝日テレビ報道部	054-251-3301	054-251-4120
静岡第一テレビ報道部	054-283-8131	054-283-6509

ウ 福祉避難所連絡先

名称（住所）	電話番号	FAX番号
(社) 和松会（松秀園）	63-1100	73-6355
(社) 和松会（清松園）	73-2662	73-3915
(社) 白翁会（喜久の園）	37-1231	37-1139
(社) 白翁会（光陽荘）	36-5051	35-5870
(社) 草笛の会（草笛作業所）	73-5239	73-2908
(社) 草笛の会（かすが）	73-5280	—
(社) 草笛の会（菊川寮）	73-6202	—

エ 土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設一覧

名称	所在地
内田デイサービスセンター	下内田2218-2
デイサービスかなで	下内田4044-1
松寿園 特別養護老人ホーム	菊川市棚草 1261
松寿園 短期入所生活介護	菊川市棚草 1261
和松会デイサービスセンター	菊川市猿渡 260-1
小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	中内田5017-6
ひかり保育園	下平川 2115-2
認定こども園堀之内幼稚園	堀之内 69

認定こども園愛育保育園	堀之内 69
認定こども園 双葉こども園	本所 2227-1
六郷小学校	本所 2200
河城小学校	吉沢 556
菊川東中学校	本所 670
県立小笠高校	静岡県菊川市東横地 1222-3
常葉大学附属菊川中・高校	静岡県菊川市半済 1550
和松会デイサービスセンター	菊川市猿渡 260-1
清松園 施設入所支援	菊川市猿渡菊川市棚草 1284
清松園 短期入所	菊川市猿渡菊川市棚草 1284
清松園 生活介護	菊川市猿渡菊川市棚草 1284
松風苑 (いきいきサロン)	菊川市棚草 1258
軽費老人ホーム和松園	菊川市棚草 1258

## (2) 関連用語

読み 用語	意味
<b>あ行</b>	
おおあめけいほう 大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こる恐れがある旨を警告して、気象庁が行う予報のこと。
<b>か行</b>	
かいせきうりょう 解析雨量	国土交通省河川局・道路局と気象庁が全国に設置しているレーダー、アメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、降水量分布を1km四方の細かさで解析したもの。
くずれ がけ崩れ	雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。
<b>さ行</b>	
らいん CLライン  かんしきじゅん (監視基準)	土砂災害警戒避難基準雨量の設定において、土砂災害が発生しやすい降雨水準である領域と土砂災害が発生しにくい領域を分けるため設定する線のこと。
じすべり 地すべり	粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。



すねーくぐらふ スネークグラフ	静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおいて、縦軸に60分積算雨量、横軸に土壌雨量指数で表し、CLライン（監視基準）との関係を示すグラフのことである。
ぜんちょうげんしょう 前兆現象	土砂災害の前に発生する溪流や斜面などの日常とは異なる現象。注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難に繋がることもある。 ①がけ崩れ前兆現象：がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石がバラバラ落ちてくる。 ②土石流の前兆現象：山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。 ③地すべりの前兆現象：地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が吹き出す。
<b>た行</b>	
どしゃさいがい 土砂災害	土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂移動を伴う災害のこと。
どしゃさいがいけいかいじょうほう 土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、静岡県と静岡地方気象台が共同して発表すること。市町長が避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。
どじょううりょうしすう 土壌雨量指数	気象庁で採用している土砂災害発生の危険性を判断するための降雨指標のこと。「実際降っている雨量の解析値」を基に、「川などへ流出した量とさらに深い地下へ浸透した量」を引いた雨量をモデル化し、各タンクの貯留量の合計を「土壌雨量指数」として作成している。数値が大きいほど土砂災害や洪水など大雨による災害発生の可能性が高くなる。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。
どせきりゅう 土石流	大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。
<b>ら行</b>	
ふんかんせきさんうりょう 60分間積算雨量	60分前から現在までの雨量を積算したもの。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。